

## 第 52 回新潟県国土利用計画審議会議事概要

平成 23 年 8 月 24 日（水）開催

開催日時 平成 23 年 8 月 24 日 (水) 午前 10 時 00 分から

開催場所 新潟県自治会館 別館 901 会議室

出席委員 中出文平、木津輝子、箕口秀夫、平井邦彦、北沢利枝、太田恵子、  
佐野可寸志、藤林紀枝 以上 8 名

(欠席：松川武司、梅田久子、入村明、小林則幸、岡崎篤行以上 5 名)

## 1 開会

## 2 あいさつ

田宮土木部長

## 3 会議の成立

定数 13 名中 8 名が出席、新潟県国土利用計画審議会条例第 6 条第 3 項の規定により、審議会が成立している旨を事務局から報告。

## 5 議事

(平井会長が議長となり、議事を進行)

平井会長 それでは、議事を進めさせていただきます。  
審議に先立ちまして、議事録署名委員を指名させていただきます。  
箕口委員にお願いできますでしょうか。

箕口委員 はい。

平井会長 お願いいたします。  
本日、マスコミなどの方から傍聴の希望がございますが、公開の会議ですので傍聴を認めることとします。  
それでは、審議に入りたいと思います。

### (1) 新潟県土地利用基本計画(計画図)の改定について

平井会長 国土利用計画法第 9 条の規定によりまして、新潟県土地利用基本計画の変更について、知事から意見を求められております。  
内容について、事務局から説明をお願いします。

事務局 (資料 2、3 により、新潟県土地利用基本計画図の改定箇所を説明)

中出委員 よろしいですか。質問と意見が何点かあります。  
まず一つ目は確認ですが、今回の長岡の都市計画区域の区域区分の変更で、整理番号 1 の長岡市喜多町は都市計画法上の特定保留区域の箇所を市街化区域に編入することになっています。この区域は市街化調整区域であり、なおかつ農振法上の農振地域であり、土地利用基本計画上では農業地域ですが、もう一箇所、東側に特定保留区域を市街化区域に編入する箇所があり、その区域は農業地域でないということに理解してよいでしょうか。

事務局 琴平の地区でしょうか。

中出委員 はい。

事務局 その区域については農業地域になっていないということです。

中出委員 わかりました。二点目は、旧与板の江西、江東の二つのところは市街化調整区域を拡大するいわゆる逆線引きをるところだと思っておりますが、それについて異存は無いのですが、農業振興地域として農振農用地区域を指定するとなっておりますが、これは区域区分の変更とほぼ同じ時期に行い、一般管理でなく特別管理ということでしょうか。どちらか教えていただきたいと思っております。

事務局 区域区分の変更と同日付で変更を行う予定となっております。

中出委員 それは一般管理で、すぐに変更するということですか。そうでないと特別管理で時間がかかってしまえば、どうしようもないこととなります。

次に、表の「関連する個別規制法の措置」というのは、長岡都市計画区域の区域区分の変更とだけでなく、農業振興地域の変更も必要ではないでしょうか？

事務局 資料3は補足説明だから正式な議案書ではないということですが、関連する個別規制法では農振法も含まれるわけで、なぜ都市計画法だけ書いてあるのでしょうか。申し訳ありません。説明不足でした。これは国の協議資料をそのまま写して記載したもので、ご指摘のとおり農業振興地域の拡大、縮小もごさいます。

中出委員 そのとおりですね。土地利用基本計画の5地域の区分というのは、それぞれ関連する個別規制法の措置を書いてないとならないわけですね。

事務局 次の資料から記載して欲しいと思います。土地利用基本計画の農業地域の変更と農振地域の変更は必ず連動することとなっており、記載を省略しております。その点は審議の資料としてわかりづらいと思いますので改良したいと思います。

中出委員 もう一点ですが、資料3は参考、補足説明資料だから良いかもしれませんが、例えば9ページの変更部門の地目現況が農用地となっていて、農用地というのは一般に宅地でなく農用地として使っているところは、農用地という表現でいいと思います。

5番目の各地域別の面積の変更状況というところで農業地域（農業振興地域）のところに農用地と書くことすべての農用地が含まれることとなると思います。本来は「農振農用地区域」と書くべきではないでしょうか。

事務局 これは国に提出する資料もそうですか。これは当方で作成した資料です。ご指摘のとおり農振法の農用地区域という表記が正しいこととなります。

中出委員 普通の方にはなかなかわかりにくいと思いますが、農用地と農用地区域は別ですから、農用地区域は農振法のほ場整備など優良農地の整備を図る地域ですから、こういう用語は使い分けしていただきたいと思います。

平井会長 諮問事項の計画図の変更についてはやむを得ないものと考えています。その他はいかがでしょうか。

（意見なし）

平井会長 よろしいでございますか。それでは事務局は中出委員の指摘のとおり、記載方法については修正いただくようお願いいたします。

それでは新潟県土地利用基本計画の変更について、本審議会としては原案に異議がないということで意見を集約したいと思います。よろしいですか。

（異議なし）

平井会長 それでは、異議がないと答申することとし、答申文案については会長に一任させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

## （２）国土利用計画(刈羽村計画)の策定について

平井会長 それでは議題2の国土利用計画（刈羽村計画）に移ります。

国土利用計画法第8条の規定により、刈羽村から知事に対し報告があった国土利用計画（刈羽村）について、知事から意見を求められています。内容について事務局から説明をお願いします。

事務局 （「国土利用計画（刈羽村計画）」の概要を説明）

平井会長 ありがとうございました。

それではただいまの説明についてご意見、ご質問はございますでしょうか。

太田委員 説明資料の内容について伺ってもよろしいでしょうか。資料4の説明資料の14ページでは第二次産業が停滞しているということですが、16ページの工業で見ますと、従業員数、事業所数、出荷額は増加して生産性が増加しているということとなっています。第二次産業を見るとかなり衰退しているということですが、工業の統計ですと同じ時系列で、昭和60年から平成17年までで多少上がっていることとなっており、この関係はどのようなもののでしょうか。

事務局 この内容については刈羽村の担当に説明を譲りたいと思います。

刈羽村 刈羽村産業政策課の担当です。産業従事者数自体は減少傾向にあります。工業の推移として増加ということですが・・・

中出委員 この点については私が補足します。第二次産業は、製造業と建設業と鉱業であり、鉱業は（刈羽村には）ほとんど無いのですが、第二次産業には建設業が含まれていて、刈羽村は原子力発電所の建設期間があり、その建設中は製造業の従事者がかなりいました。それが完成と共に居なくなっていき、7年から12年で差が生じているはずですが。原子力建設で東京電力の設備を作っていた鹿島とか、そのような企業の人たちがたくさんいて、今もいないわけではないですが、その建設の部分の人たちが居なくなったということです。

刈羽村 ありがとうございます。確かに平成7年に7号機が完成し、全号機が完成した以降は建設関係の従業員がいなくなり、メンテナンスに移行しましたので、ご指摘の通りです。

平井会長 よろしいですか。ありがとうございました。

あとはいかがですか。

中出委員 刈羽村のこの計画については、市町村の国土利用計画を、よく作っていただいたと思います。少し気になるのが、策定した日が3月11日となっており、この日は東日本大震災の日ですから、それを受ける前の計画になっています。

そのことが今後の刈羽村の国土利用計画に何らかの影響があるかどうか、刈羽村として考えているのでしょうか。

刈羽村 直接的に関係があるとは思ってはおりません。確かに現在でも福島県から避難されている方がいらっちゃって、そのことは関係があります。

先ほど委員からご指摘ありましたが、東京電力からのサービスホールの向かい側に、共生事業として東京電力から寄付をいただき、集客等のための農業関係の施設を整備しております。東京電力のサービスホールへの来客者が立ち寄ることを期待した事業でございます。東京電力も集客に協力したいということもありましたが、今回の件で不透明になっていますので、集客力を高めていかなければならないと思っています。

それ以外については、今回の計画自体に震災の影響を直接受けるものはないと思います。

中出委員 安全で安心できる村土の実現と言ったときに、少なくとも福島とか宮城とか岩手とか北関東などは放射能のことを気にしていて、原子力発電所が立地している場所では安全・安心においてまったく書かれていないこととなっています。

それで良かったのは3月11日までであって、その日以降は日本国中がものすごく気にしているのではないかと思います。そのようなことについて変更する予定はあるのでしょうか。

目標年次まで変えないというスタンスで、刈羽村の村民の方はこれで納得できるのでしょうか。そこを懸念しております。

刈羽村

公表した時点でこれに対するご意見はありませんでした。今後も村民から意見が無いだろうということが現状だと思います。

以前から、高速道路（インターチェンジ）や避難のための道路の確保が言われておりまして、総合計画の中でそれらについては、村としても重点的に行っていきたいと思っています。

国土利用計画の中では表記されていない部分ですが、今回、村の総合計画の中で策定された部分がありますので、村として力を入れていく中で土地利用の中で実現していきたいと思っています。

太田委員

単身高齢者の世帯・人口構成が増えているようですが、買い物難民という言葉もあり、27ページのアンケート調査結果にも「買い物が不便」、「公共交通の便が良くない」、「魅力ある働き場がない」ということで、村として商業を誘致することを考えている、ということになっています。計画自体は雇用に結びつけばいいかとは思いますが、単身高齢者の方々は実際に宅配とかいう形で買い物をされているのでしょうか。

今後のことを考える上では、実際に産業や雇用に結びつけないと将来の生活が難しくなると思いますので、その辺の見通しをお聞かせいただきたいと思います。

刈羽村

確かに単身の高齢者世帯が増えています。福祉の関係では、例えば弁当の宅配などは、若干行われているようでございます。この中で案が出ている商業施設とは、平成16年に村にPLANT5（プラント・ファイブ）という5千坪の大規模商業施設が出来たのですが、平成19年の中越沖地震で被害を受け撤退しました。

その跡地がそのままになっているわけで、そこに商業施設を誘致しようということを行ってきています。

もし商業施設が戻ってくるのであれば、村ではケーブルテレビが繋がっておりますので、そういうものを利用して、宅配サービスなどをしてもらうなどを考えていきたいと思っています。

福祉関係については、小さな村でなかなか施設が無く、在宅、デーサービスなどはございますが、特別養護老人施設などは柏崎市と共同で設置して、対応しているのが現状です。

平井会長

村でこのような計画をつくることに委員としてどう考えますか。

中出委員

刈羽村さんは頑張っていると思います。後で質問をしたかったのですが、全国的には長野県のようにほとんど全部の市町村が策定している県もあれば、新潟県のように策定率が低い県もあります。合併後は30市町村となっていますが、現在いくつの市町村が策定していますか。

事務局

現在6市町村となっています。策定率は20%です。

中出委員

それは合併して古い計画をそのまま持っているわけですか。

事務局

合併して無くなったものもあり、現在は6計画となっています。

今策定中の市もあります。

中出委員

そういう中で刈羽村さんは合併していない中で、第一次も第二次もきちんとつくられているという点が非常に良いと思います。地方自治法の総合計画、基本構想と、この国土利用計画は最上位計画の二本柱ですから、きちんと計画を持っていること

は良いことと思います。

事務局  
中出委員

事務局にお聞きしたいのは、糸魚川市は策定されているのですか。

今、策定作業中です。ほぼできあがっています。

用地・土地利用課として、「市町村で国土利用計画をつくって欲しい」という、そのような動きを推進していたので、もう少し進めていただきたいと思います。農地や森林を主体として県土が出来ている新潟県にとって、この国土利用計画というのは非常に大事だと思います。

そういう意味で刈羽村の計画は小さい村として一生懸命頑張ったと思います。

少し開発志向型だと思いますが。

平井会長  
藤林委員

他に、何かございますか。

さきほど中出委員がおっしゃいましたが、やはり自然災害に強いことと、土地利用計画の重要性への期待は高まっており、今回（東日本大震災震災）のような自然災害に強いということは非常に大事なことでないかと思えます。

実質的にも災害に強くしていただきたいし、計画の中でもそういったことを取り上げていただけると良いと思います。

その点の記述が無いような気がします。

刈羽村

ご指摘のとおり、災害対応については記述がないということで、村については二度の地震の対応や、以前には水害がありましたが、現在は排水路が改善された面があり、その辺で危機感が少なかったかもしれません。

総合計画策定の中において村民の方から安全・安心についてかなり要望があった訳ですが、土地利用の計画の中では記述が薄かったのかな、と思えます。その点は反省点だと思います。

平井会長

二回も地震があったわけですので、その点も触れていた方が良いでしょう。

よろしいですか。

それではいろいろ意見が出ましたが、本審議会として意見を集約します。

国土利用計画（刈羽村計画）については、本審議会としては異議がないということで意見を集約します。よろしいですか。

（異議なし）

平井会長

それでは本件について異議がないと答申します。なお答申文案については会長に一任願います。

なお本審議会の審議経過や県庁内の調整で出された意見については、事務局から刈羽村へ伝達するようお願いいたします。

### （３）土地利用基本計画書の改定素案について

平井会長

つづきまして議題３の土地利用基本計画の改定素案について事務局から説明願います。

事務局

（プロジェクター等を用いて説明）

北沢委員

意見というより、質問なのですが、「市街地の拡大を抑制し、計画的に都市整備を進め、スプロール化を防止します」と書いてあり、「コンパクトシティを目指します」と書いてありますが、前後しますけれども、先ほどの長岡市の市街化区域に編入する地域は合計すると77.5haあります。

その編入する地域の中には、道路とか公園、緑地帯も含まれると思いますが、だ

いたい一区画 200 m<sup>2</sup>くらいで分譲されますので、割り返すとかなり数の区画が分譲されることになると思います。先ほど申しましたように、「市街地の拡大を抑制していく」という土地利用の目的と、どう関連させ、どういう風に考えますか。

あともう一つ、単純な質問ですが、土地利用ではないですが、前々回の審議会で森林の売買について外国資本が北海道の森林を購入しているという問題が話題になったかと思えます。先ほどの計画書の改定の説明でも上流域が大切だと説明がありましたので、新潟県の外国資本による売買の状況と、もしそのような実態があったら、どのような対策が講じられるのかを確認したいと思えます。

事務局

長岡の件について説明を申し上げます。確かに今後の市街地の拡大抑制との関連については、ご指摘のとおりです。

では、なぜこの時期に長岡の市街化区域を拡大するのか、ということですが、長岡市は線引き都市計画区域でございますので、市街化調整区域の中では農地転用できないという規制が強く、その中で住宅の需要が依然としてあるという状況です。

その状況で巧く調整を図ることが大きな課題となっております。市街化区域の中に住んでいる方でアパート、賃貸住宅の方は持ち家志向が強く、どこに宅地を求めていくかということです。今後の課題としては、市街化区域の中で新たな住宅団地を開発することですが、そのようなスキームが整備されていないという現状もあります。

長岡市では中心部についてはマンションなどの集合住宅も造られておりますが、まだマンションより、戸建てという傾向が強く、低層系戸建ての用地が欲しいという要望が強い状況です。

今回の長岡都市計画については、当初はもっと壮大な計画でありましたが、ある程度人口増を考慮した結果、この範囲でとどめたらどうでしょうか、ということで現在の計画に落ち着いた経過がございます。

都市計画区域の区域区分の関係と、土地利用基本計画の関係では資料の作成の違いが若干あり、都市計画区域の変更の資料とは一致しませんが、土地利用基本計画の改定の資料では、いまのところ 4,500 人規模の宅地の整備となっております。

面積としては、中には既存の集落や道路、調整池もありますのでその位の規模になります。

そのようなことですので、よろしくをお願いします。

新しい計画書が策定された以降については、調整についてしっかり計画書に基づいて行っていくこととなります。

事務局

二点目の森林売買についてでございますが、県の施策等という意味では外国資本の売買について、具体的な規制をするという段階にはなっておりません。

国の方では森林法の一部を改正する形で、規制する方向に進んでいると伺っております。

売買の実態把握については、私ども国土利用計画法の所管ということで、土地売買の届出において把握しているわけですが、庁内関係課と情報交換を行っており、その中においては外国資本が買収したり、大規模な買収を行ったりしているということは聞いておりません。

平井会長  
北沢委員  
藤林委員

よろしいですか。

はい。

質問ですが、改定素案 11 ページの(3)のイのところですけど、一番最後に「集落機能が維持できるように集落の再編を検討します」という記述があるのですが、集落の再編というのはもう少し具体的にいうと、どのような計画になるのでしょうか

か。

事務局

過疎化が進んだ集落、特に中山間地では、昔は50軒、60軒の戸数があった集落がいまや3軒、4軒となってしまうところが見受けられます。その中で地域コミュニティを維持していくというのが非常に難しくなっていて、近隣の同じような集落を一つの地域コミュニティとして再建するような取組みをイメージしています。

神社の周辺に50軒くらいずつ固まっていたのが昔の地域の姿だったと思いますが、現在はそのような状態でなく高齢者世帯が3世帯となっている状態も発生していると伺っています。

藤林委員  
事務局

住宅を移転させることではないのですか。

単に3つ4つの集落を一つのコミュニティにまとめることを考えていくということなんです。

平井会長

山古志などでは一つ一つの集落ではお祭りが出来ないで、日にちがずれたりしますが、一緒にやろうではないか、という動きが出ています。

家を動かすということではなく、そういう意味で再編ということをまず考えているということです。

中出委員

地域によっては、夏山冬里(なつやまふゆさと)と言って、夏は山の集落に行き、冬の雪がひどいときは下のもう少し大きな里に移るということを行っている地区があると伺っています。糸魚川とか十日町であったかと思います。

いくつかよろしいですか。

平井委員  
中出委員

どうぞ。

これは、何回か言っておりますが、もうすこしアップデートした方がいい所があります。1ページ目の前文のところでは、平成16年の7.13水害、19年の中越沖地震までは書いてありますが、当然、今年の水害を新潟県は受けているわけですし、東日本大震災と関連しているのか、別物なのか長野県北部地震においては、十日町市では亡くなられた方こそありませんが、相当な被害を出しているわけです。そのところはもう少し精査して、前文だけでなく、本文にもそういうところがあると思います。

これを議論していた3月ぐらいまでの内容を庁内調整に掛けたものと思いますので、是非、所管課として、この半年くらいの動きも含めて、なるべくビビッドなものにして切実感を増しているように書いていただけますか。

平井会長  
中出委員  
事務局

津波のことも触れなければならないでしょうか。

そこはちょっと難しいところですけどね。

水害も含めて、その当たりも触れるつもりでいたのですが、文字にしておりませんでした。

中出委員

もう少し計画書に出していただきたかったと思います。

説明のスライドは最新のものを出示していただいたわけですから。土砂災害も、越流、内水型の浸水被害もあったわけです。

長野県北部地震も雪が溶けたら、棚田が全部壊れていたというのも結構あったわけです。自然が豊かというのはそれだけ災害が多いところの裏返しであって、そこをちゃんと書いてあるかというところがあるので、是非お願いします。

箕口委員

全体の中では、新潟県らしさを出しましょう、ということで色々な意見が出されて新潟県らしいものが出てくると思うのですが、特に都市と農地と森林に関しては新潟県の特徴をよく捉えて、新潟県らしさが出ています。

しかし、あらためてよく見ると自然公園地域と自然保全地域に関しては紋切り型

といいますか、すこし新潟県らしさが見られないなという印象があるので、このあたりは、もう少し新潟県の良さがあると思います。

今日のパワーポイントの説明は良く整理されていたと思いますが、そういうものを踏まえて加筆された方が良いと思います。全体としてのバランスが良くないような気がしました。

あともう一点は、非常に細かな語句の問題ですが、森林の箇所がたくさん残っている民有林の中の自然林を保護しましょう、という言葉遣いですが、民有林の自然林はいわゆる里山ですので、「保護」というと何も手を加えない、そのままにしていくというイメージになります。里山ですから「保全」か、もしくは「有効利用」という言葉が強くなってしまっているので、「保護」という表記より、「保全」の方が良いと思います。

平井会長  
佐野委員

佐野委員、いかがですか。

アドバイザー会議に参加して、その場にもいたので、計画としては良くできていると思います。新潟県はこんなに綺麗なのかと思いました。この計画は計画として、やはり先ほどあったように、コンパクトシティを目指すといいながらも、実際は整合性を取るのには難しいと思います。実効力を持つといいですか、そのあたりは枠組みの外であると言っても、何かの対策をやっていかなければならないと思います。

木津委員

さきほどの中山間地のことですが、私の集落も戸数が昔から比べて半分になりました。若い人たちは勤めておりますので、町場に出ていきますし、私が来たときは30軒あった戸数が今は15軒しかありません。高齢者ばかりが増えていまして、何するにも不便でございます。

子供はここに来てくれると言っていますが、おそらく高齢者世帯ばかり何軒かありますので、その方達がいなくなると10軒以下になります。

先月は山北の方と一緒に話をしましたが、山を持っていても、いま「いかがですか」と聞くと、木が売れなくて涙が出てくるそうです。昔であれば、1石(こく・木材の体積の単位)1万円だったものが、今は石3千円から4千円だそうです。

それでも買い手がなく、どうして生活していったらいいか、山に入る(林業を行う)方がいらっしゃいません。山(林業経営者)も高齢化していますので、ましてや材価が安いもので若い人たちが山に入る人たちが全然いない。自分の山の境界が分からない人もたくさんいるそうです。

この先どうなるのかと思い、心配しています。

平井会長  
北沢委員  
木津委員

そういうところに外国資本が入ると困りますね。

新潟県では県内の杉に対してどうですか。

越後杉に対して補助金を出していますが、微々たるものでしかないので、なかなか難しいですね。

平井会長  
木津委員

スマートシュリンクと言っていますが、なかなか難しそうですね。

良いことはわかりますが、コストがかかりますから。

皆さんで取り組んでいただければ、杉も売れるのではないかと思います。

平井会長  
太田委員

太田委員、何かございますか。

説明が分かりやすく勉強させていただきました。

文化遺産、産業遺産に関するものは、10ページの再生可能エネルギーの項目において環境とか景観に含まれるのでしょうか。

これから地域の資源として文化遺産、産業遺産とか史跡が必要ですが、環境とか景観に配慮しつつ調整していくという意味でしょうか。

事務局

10ページについては再生エネルギーの内容ですが、文化遺産、ジオパークについて

は各地域にとらわれず存在しますので、単純に景観ということに括ることができない面もありますが、この計画自体においては、環境とか景観というキーワードに含まれているという考えです。

平井会長  
藤林委員

あと何かありますか。

付け足していただきたいと思ったものがありまして、4～5ページの安全・安心の県土づくりのところ、(エ)に宅地等とありますが、柏崎市では中越沖地震により盛土部分が崩壊しました。液状化現象による被害もありました。

前文のところでは震災のことも書いてありますが、地震そのものの被害は、(ア)から(エ)の中には無いような気がします。そういうものは(エ)に関係すると思うのですが、地震による盛土部分の崩壊とか液状化現象の対策などを含めていただきたいと思います。

事務局

中越沖地震によるもの、中越地震もそうでしたが、地震による盛土、液状化の問題もありますのでその点についてはどこに記載するか考えてみたいと思います。

中出委員

この(ア)から(エ)については、都市計画法担当に照会すると、都市計画法の中には溢水、湛水、津波、高潮というものが書いてあるのです。実は土砂災害については昭和43年の都市計画法の時点では考えられていなくて、法令には書いて無かった訳です。

そこは「危険な所」として包括して書いてある訳ですが、藤林委員の言われたようなことは都市計画担当に照会をしても、その部分が漏れてしまうので書き加えた方が良いかもしれません。

危ないところに家を建てるな、市街化するなというものの、その中で一番大きなものは土砂災害です。

この土地利用基本計画で液状化現象の対策をしる、盛土の対策をしるということではなく、「切り盛りをしなければならぬような開発はするな」、「液状化が起きそうな場所は開発するな」というような表現だと思います。

(ア)から(エ)において、前の段落では、県土においては多くの土砂災害危険区域が抱えるなどと書いてあり、(ア)から(エ)には書いてないというのは確かに不自然なところがあるので、そこは書いた方がいいかもしれません。

平井会長

よろしいでしょうか。

あとは色々意見も出ましたので、本日の意見を踏まえて改定素案を修正の上、今後の調整にあってください。

よろしくお願いします。

その他はございますか。

#### (4) 今後土地利用の変更が見込まれる森林地域について

平井会長

それでは今後土地利用の変更が見込まれる森林地域について事務局から説明をお願いします。

事務局

(「報告資料」に沿って説明)

平井会長

今の説明についてご意見ありますでしょうか。

(委員からなし)

平井会長

よろしいですか。それでは何か事務局ございますか。

## 6 閉会

事務局

それでは、最後に一言申し上げます。

本日は委員の皆様から慎重にご審議を頂き、また貴重なご意見をいただきありがとうございました。本日も審議をいただきました新潟県土地利用基本計画の変更、並びに国土利用計画刈羽村計画についてはいずれも異議なしという意見をいただきましたので、これを受けまして後の事務を進めて参りたいと考えております。

また、新潟県土地利用基本計画書の改定につきましては本日改定素案につきましていろいろご意見をいただきましてこれを文章化し、盛りこみまして、最終案を取りまとめパブリックコメントを実施いたしまして最終的にまとめた上で、当審議会にお諮りしてご審議を頂きたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

平井会長

以上をもちまして、本日の審議会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

午前 11 時 52 分終了